

福岡地方裁判所委員会（第4回）議事概要

1 開催日時

平成16年5月26日午後1時30分～午後4時45分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

(委員)

近藤敬夫委員長，夏樹静子副委員長

狩野啓子委員，古賀靖子委員，田邊宜克委員，谷敏行委員，野口郁子委員（途中退席），福島康夫委員，牧真千子委員，矢吹雄太郎委員，吉井勝敏委員（五十音順）

(福岡地方裁判所)

宮本禎一郎事務局長，川本章民事首席書記官，轟田一夫刑事首席書記官，西嶋小枝子福岡簡易裁判所首席書記官，梶井宏一福岡簡易裁判所庶務課長

(説明者)

向井亜紀子裁判官，六反浩二広報係長，木原康貴主任事務官

(庶務：福岡地方裁判所事務局総務課)

永田昌敏総務課長，黒岩康彦総務課課長補佐，平山武庶務第一係長

4 議事（□委員長，△副委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

(1) 議事概要について

□ 第1回と第2回の委員会の議事概要は，前回の委員会終了後，早速，インターネットのホームページに掲載した。また，第3回の議事概要も，既に配布したとおり，委員長と副委員長で確認・修正したものを掲載している。

(2) 配布資料について

(総務課長から配布資料について説明)

(3) リーフレット（案）について

□ 前回の委員会で、リーフレットの在り方についての様々な御意見をいただいたので、これらを参考にして、裁判所では、まず2種類のリーフレット（案）を作成してみたとのことである。そこで、このリーフレット（案）の趣旨や目的、利用方法等について担当者から説明してもらい、意見をいただきたい。

（委員了承）

（福岡簡易裁判所西嶋小枝子首席書記官及び同梶井宏一庶務課長から「リーフレット（案）」について説明）

◇ このリーフレット（案）は、前提として、相談者が裁判所に相談に訪れる前に立ち寄ると思われる相談窓口等に備え置いていただくことを考えており、これを見た方が実際に裁判所に足を運んでみようと思っただく契機となることを目的としている。よって、詳細な手続の説明は省略し、裁判所での解決手段を提示することとしたものである。

◎ もっと活字のポイントを大きくできないか。

○ 裁判所の電話番号等を記載してはどうか。

◇ （案）段階なので電話番号を記載しなかった。正規のものには記載する。

○ 「敷金返還の関係でお困りの方へ」の方は「借金で困っている方へ」よりすらすらと入って来る感じがする。スペースの問題もあるかとは思いますが、レイアウト等によっても違ってくるのではないか。

○ 「借金で困っている方へ」とあれば、借金を抱えてどうしてよいか悩んでいる人にとってはストレートに分かる。ただ、ストレートな標題だけに、逆に、これを実際に手に取るには躊躇してしまうのではないか。

△ 標題を「借金の問題で困っている方へ」としてはどうか。また、その内容も、例えば、「債権者」は「貸主」と、「残債務」は「残債務（借金の残り）」と、「利率の引き直し」は「定められた利率まで下げる」とするなど、もっとわかりやすい慣用的な表現ができないか。

- このリーフレットを見て、どのような解決方法があるかということは分かるが、どの手続を選択すべきなのかを判断することは難しいのではないか。
- 活字が多いと見てくれない。リーフレットですべてを網羅するのではなく、電話のナビシステムのように、リーフレットにはナビの役割を持たせる方が良いのではないか。
- ◎ リーフレット（案）は紛争当事者の一方への働き掛けとなっており、裁判所が何とかしてくれるのではと、過大な期待を抱かせてしまうのではないか。また、借り手側がすべて善意であるかどうかは疑問であり、敢えて言えば、悪意で借りた者が裁判所でこういう手続をとれば借金はなんとかなると考えることの契機とはならないか。裁判所が借り手側に少し肩入れし過ぎている印象がある。
- ◎ メニューがどれだけあるかの問題であり、貸し手側へのメニューもある。両方あれば問題ない。
- 裁判所でこういう解決方法があるということが、一般の人に必ずしも十分に伝わっていないと思う。借金の問題で自殺や犯罪が増えているとも聞くので、「制度としてこうしたものがあります。」との表現で、裁判所の中に相談できるところがあることをPRする必要がある。
- 実際に、裁判所に行けば何でもやってくれると思って相談に訪れる方もいるので、過大な期待を抱かせないよう工夫するとともに、もう少し分かりやすい表現を更に工夫してみたい。また、相談者へのアンケート結果等をもとに、どこに備え置くのかも含めて、他の種類のリーフレットも検討していきたい。

(4) 裁判官の出前講義について

- 前回、司法教育の充実や、裁判官の広報への積極参加が重要であるといった意見をいただいたので、これについては、まず、教育現場の反応を見るために、いくつかの小中学校に裁判所から働き掛け、ある小学校において裁判

官によるいわゆる出前講義を実施した。今後も他の小中学校とも調整ができ次第、随時実施していきたいと考えている。そこで、まず、出前講義の様子等について担当者から説明してもらい、これに関して御意見をいただきたい。また、委員から提供された大分地・家裁での調停制度の広報に関する資料(判例タイムス1145号79～94ページ)への意見もいただきたい。

(委員了承)

(向井亜紀子裁判官，総務課長，六反浩二広報係長から「裁判官の出前講義」について説明)

◎ 私が担当する事件で中学生の団体傍聴があったとき、「木槌」は使っているのかとの質問を受けたので、法壇に上がってもらい、木槌がないことを確認してもらった。木槌のイメージはともかくとして、裁判官に対する「人情味に欠けるのではないか。」などといったイメージは何らかの形で氷解させていく必要がある。その意味で、今回の裁判官の出前講義は、直接的な効果がある。

また、団体傍聴のときには、公判終了後、弁護士や検察官にも支障のない限り残ってもらって、裁判官と同じように質問を受けてもらっている。若い検察官や弁護士には特に熱心に応対してもらっている。聞きたいことがあったら何でもどうぞと向けると、かなりの質問が出てくる。一般の傍聴人も、自分に関係する裁判だから傍聴するという人だけではなく、裁判に興味を持って傍聴に訪れる人が増えてきているようである。

◎ このような出前講義はたいへん素晴らしい。これを継続していくにはどうすればよいか、裁判所の中で議論してほしい。また、他の裁判所とも意見交換していけば良いと思う。

□ 裁判官には、今回の出前講義のことや、これからは、裁判官が外へ出る機会が増えてくるということをお話している。

○ 裁判官も本来の業務が忙しい中で、出前講義の依頼が増えてくると対応で

きるのか。

- ◎ 啓発は重要だが、一方で事件も処理していかなければならない。啓発活動に時間をどれ位使えるか、その点が最大のネックとなろう。
 - ◎ 裁判所だけで行っていくのは難しい。法曹三者が連携して組織的に行っていくべきだ。また、2年ほど前に、ある弁護士が、ある小学校のクラスの子供達に裁判の話をしたところ、本当に理解してくれたのか疑問だったとのことである。やはり出前講義は、小学生よりも中学生を対象するのが良いと思う。しかし、中学校はカリキュラムに組み込むのがなかなか難しいようだ。教育委員会等との組織的な連携をどう図っていくかを考えるべきである。
 - 大分地・家裁での調停制度に関する広報活動の資料について、これを提供された委員の方に説明をお願いしたい。
 - ◎ この資料によると、調停委員を活用した模擬調停等で市民とのコミュニケーションが図られており、裁判所が外へ出て行って広報することが大切なことを示している。また、調停手続は非公開であり、どのようなことが行われているのか分かりにくい。この資料には、模擬調停のシナリオも掲載されており、参考になると思う。
 - △ 調停手続は見たこともなく、こうやってやるのかと非常に興味深かった。
 - 非公開の手続は実際のやりとりをお見せできないので、リアルに伝えるのは難しい。資料にある模擬調停のシナリオはかなり洗練されたものであると思うが、実際にはまだかなりのやりとりがある。
 - △ リーフレットなどにそうしたいろいろなやりとりを具体的に記載するのも分かりやすいかもしれない。
 - 出前講義については、今後どう展開していくかを検討していかなければならないが、次回までにはいくつかの実績を含めて報告できるかと思う。
- (5) 裁判員制度について
- 裁判員制度については、こんな形でといったイメージを法曹三者で詰めて

いき、先々、本委員会の委員の方々にも、例えば模擬裁判に参加していただくなど、何らかの形で関与していただきたいと思っている。

また、その広報活動についても、検察庁では「博多どんたく」の際に広報活動が行われ、弁護士会でも日常的に広報が行われているようであり、最高裁判所でも裁判員法の成立を受けて、お手元のリーフレットが作成されたところである。委員の方々には、これからも有用な資料等をセレクトして紹介していきたいと考えている。

◎ 検察庁では、博多どんたくの際、博多駅前で裁判員制度の広報活動を行った。職員の家族も動員して2000枚ほどのビラを配ったり、裁判員制度を図示化してナレーション付きでビジョンに流したりした。自前の広報活動には限界があるので、マスコミにも伝えて、テレビや新聞で取り上げてもらった。法曹界の人間は広報が下手であり、やはりマスコミに協力してもらう必要がある。裁判員になることは国民の義務であるとは言え、裁判員として来てもらえる環境を作り、裁判員になってもらえるような広報が必要であると思う。

△ 従業員が裁判員に選ばれる場合のために、会社の経営者等にも理解を深めてもらう必要がある。

○ 商店主や育児中の方等は、実際問題として応じきれないのではないか。まず参加したくないというのが前提としてあり、このような方々をどうやって輪の中に入れていくかが問題である。

○ 法曹三者でコンセンサスができれば、世界的にも例があるように、ボランティアガイドを募って広報活動をすればよいのではないか。ロースクールの学生などは良い経験になるのではないか。

◎ 検察審査員を経験された方には充実感があつたとの感想を持たれる方が少なくない。このことは、裁判員を経験した場合にも同様だと思われる。経験者の感想を通して、裁判に参加することがどれだけ意義深いことかを伝えて

いくことが重要だと思われる。

◎ 「12人の怒れる男」という映画のように、互いに意見をぶつけ合い、また折り合いをつけていくという過程の中で、人を裁く立場に立つことの苦悩ややりがい、裁判に参加することの価値などを伝えるドラマがあれば、これに自分も参加できるのかと感じてもらえるのではないか。

□ 裁判員制度については、その広報の在り方を含めて、参加する国民に十分配慮しながら、実際に運用する法曹三者がそれぞれの考えを出し合い、連携していかなければならないと思っている。

5 次回の日程等

第5回 9月15日（水）午後1時30分 福岡地方裁判所小会議室